

避難・消火困難な物品販売店舗に於ける実態調査結果

平成17年12月5日
消防予第369号

1. 調査結果

- 1 該店舗の数
512件
- 2 講ずべき避難対策の状況
 - ア. 売り場内における避難通路の対策
避難・消火困難な物品販売店舗において、売り場のあらゆる場所から避難通路まで7m以下とする通路の設置又は避難通路に囲まれた売り場で、当該面積が100㎡以下とする措置がとられているものの数。
406件/512件 79.2%
 - イ. 避難階に当該店舗を設置する場合に於ける避難対策の状況
 - (ア) 避難階に避難・消火困難な物品販売店舗が設けられていないもの又は設けられていても避難階以外の階に人が入らないものの数
235件/512件 45.8%
 - (イ) 避難階に避難・消火困難な物品販売店舗が設けられ、かつ避難階以外の階に人が入るもので、全ての直通階段が耐火構造の床及び壁並びに常時閉鎖式又は自動閉鎖装置を設けた防火設備で区画されていることに加え、直通階段から屋外に至る避難通路が簡明であり、当該避難通路に面する売り場の独立陳列棚が通路から4m以内の範囲では、避難・消火困難な売り場となっていないものの数
90件/277件 32.5%
上記(ア)以外の277件についての割合
 - ウ. ア及びイに該当する物の数(避難対策が全て講じられているものの数)
257件/512件 50.2%
- 3 監視カメラ又は放火監視センサーを設置しているものの数
227件/512件 44.3%
- 4 190号通知の後自衛消防訓練等により初期消火の訓練を実施したものの数
226件/512件 44.1%

2. 調査結果に基づく防火安全対策の推進

物品販売店舗に於いては、繁忙期を迎え多量の商品が収容・陳列されることが予想されるため、実態調査の結果を踏まえて今後立ち入り検査等を実施する際には関係者に対して、火災発生時の危険性を十分に周知すると共に、以下に掲げる事項の推進に努められたい。

1. 該店舗の内全ての避難対策が講じられているものが257件存する。しかしながら売り場のあらゆる場所から避難通路まで7m以下とする通路の設置又は避難通路に囲まれた売り場で当該面積が100㎡以下とする対策がとられていないものが106件、避難階に避難・消火困難な物品販売店舗が設けられ、かつ避難階以外の階に人が入るもので必要な措置が取られていないものが187件、存することが明らかとなった。
今後これらの店舗については立ち入り検査等を実施する際に関係者に対して火災発生時の危険性を充分周知し190号通知に基づく防火安全対策を講じるよう指導すると。
2. 227件の店舗に監視カメラ又は放火監視センサーが設置されている。
死角となる場所や火災危険性の高い場所については、放火監視センサーやTVカメラ等の放火監視機器等の設置を推奨すると共に火災が発生した場合の危険性を踏まえ、放火・防火防止対策のより一層の強化を図ることが重要であることを周知し、190号通達に示す放火防止対策を講じるよう指導すること。
3. 190号通知から約3ヶ月の間に226件の初期消火訓練が行われている。
火災発生時には、従業員等が速やかに初期消火を行うことが必要であることから、全ての従業員が消火器、屋内消火栓設備等の使用方法の習熟するよう継続して初期消火訓練を実施するよう指導すること。
4. 「避難・消火困難な物品販売店舗に於ける防火安全対策検討会報告書及び火災実験画像の送付について、により送付した報告書及び画像については、立ち入り検査等に活用するほか、防火管理に関する講習その他の催物開催の機会を捉えて活用し、火災の具体的危険性を視覚により訴える等、関係者の危機管理意識を高めるよう努めること。



株式会社 西日本防災システム

これは原本ではなく、編集したものです。 参考資料 フェスク1月号